

## 第24回食品の表示に関する共同会議

厚生労働省 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会  
食品表示調査会  
農林水産省 農林物資規格調査会表示小委員会

日時：平成17年7月28日（木）

10:00～12:00

場所：日本郵政公社本社

2階共用会議室A～D

### 議事次第

#### 1. 開会

#### 2. 議事

- (1) 加工食品の原料原産地表示について（表示状況調査の実施について）
- (2) その他

#### 3. 閉会

### 配付資料

資料1 加工食品の原料原産地表示の現状について

参考資料1 外食における原産地表示に関するガイドライン骨子(案)

参考資料2 食品表示の監視・指導について（JAS法関係）

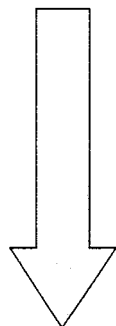
参考資料3 食品表示の監視について（食品衛生法関係）

参考資料4 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）の一部を改正する法律（平成17年6月22日法律第67号）について

## 加工食品の原料原産地表示の現状について

平成16年9月

加工食品品質表示基準を改正し、生鮮食品に近い加工食品20食品群を原料原産地表示の対象と規定。



表示制度の普及・定着への取組  
・パンフレット:約100万部配布  
・研修会:全国約1千ヶ所

平成18年10月

原料原産地表示制度の完全義務化

## 加工食品の原料原産地表示の実施状況調査

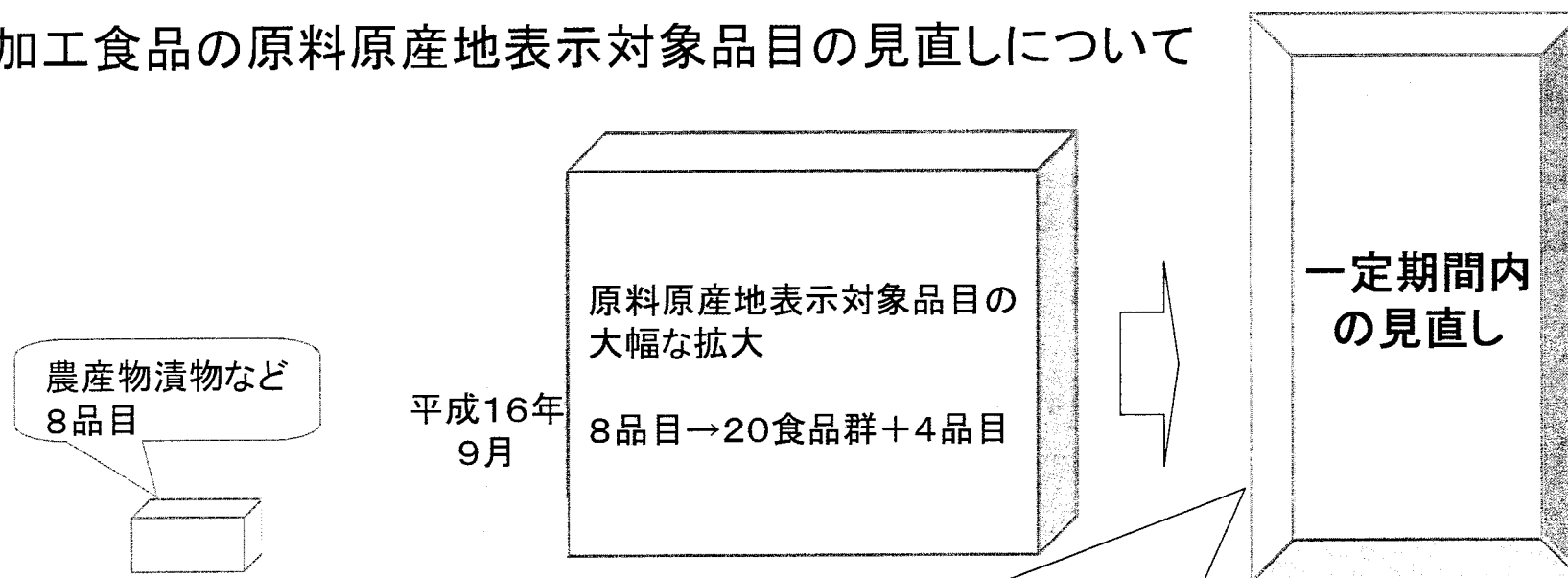
### 《目的》

- ・加工食品の原料原産地表示制度の導入に当たっては、製造業者等が新たなルールへの適切な対応を図るため周知徹底の必要があることなどから、約2年間の移行期間を設け、平成18年10月から義務化することとしている。
- ・したがって、現在は移行期間中であるが、包装資材の関係など表示の準備が整った事業者においては速やかに原料原産地表示を行うよう指導しているところである。
- ・移行期間も残すところ約1年程度であり、来年10月の義務化実施に向けて、更なる周知徹底を図るため、原料原産地表示の対象となった20食品群について、その実施状況を調査する。

### 《調査方法》

- ・実態調査：全国の店舗で商品への原料原産地表示の状況を調査。
- ・アンケート調査：製造業者等に対し、自社製品における表示の実施状況、実施に当たっての課題等について、アンケート調査。

## 加工食品の原料原産地表示対象品目の見直しについて



原料原産地表示の対象品目については、

- ① 表示の実施状況
- ② 製造及び流通の実態
- ③ 消費者の関心

等を踏まえて、必要な見直しを行うこととしている。

## 原料原産地表示の義務化対象要望品目

品目名	要望概要、背景	要望者
①果実飲料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者の信頼性、選択性を高めて消費拡大を図るため</li> <li>・毎日の生活で頻繁に消費されているため</li> </ul>	消費者、生産者、地方自治体(政策提案)
②野菜飲料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者への的確な情報提供のため</li> <li>・毎日の生活で頻繁に消費されているため</li> </ul>	消費者、生産者
③緑茶飲料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑茶飲料は、緑茶と同様にお茶(抽出後)を飲むものであることから、緑茶と同様に扱うことが望ましいため</li> <li>・ペットボトル等、緑茶飲料の需要が急速に伸びているため</li> </ul>	消費者、生産者、地方自治体(政策提案)
④豆腐・納豆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近かつ伝統的な食品であり、国産原料を使用していると認識する消費者が多いため</li> </ul>	消費者、生産者
⑤加糖あんを原料とする食品(あんパン等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加糖あんの輸入量が増加しているため</li> <li>・あんは伝統的な食品であり、国産原料を使用していると認識する消費者が多いため</li> </ul>	消費者、あん製造業者、地方自治体(政策提案)

品目名	要望概要、背景	要望者
⑥もち(もち米粉を原料とするもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米粉調整品の輸入量が増加しているため</li> <li>・米粉調整品を使用したもちは米の風味が散逸しており、品質が劣るため</li> </ul>	もち製造業者
⑦惣菜(おでん種大根等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産原料と外国産原料の対等な競争のため</li> </ul>	生産者、地方自治体(政策提案)
⑧牛肉加工品(ハンバーグ、メンチカツなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用された牛肉についてどこの産地のものか知りたいため</li> </ul>	消費者、生産者
⑨冷凍食品(フライ種)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フライ種の冷凍食品が対象となっていないことは、消費者にとってわかりにくいいため</li> </ul>	地方自治体(政策提案)
⑩昆布加工品(昆布巻きなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昆布を使用した魚調整品の輸入が増加しているため</li> </ul>	生産者、地方自治体(政策提案)
⑪のりを使用した食品(おにぎりなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>おにぎり用など業務用の中国産、韓国産のりの輸入増加が見込まれるため</li> </ul>	生産者、流通加工業者

## 外食における原産地表示に関するガイドライン骨子(案)

### I 趣旨

BSEや高病原性鳥インフルエンザ、食品の偽装表示事件の発生などにより、消費者の食品に対する信頼が揺らいでいる。食品の流通経路の複雑化、加工食品等の品質の多様化等により、食品の産地や素材等について、消費者が購入時に実物を見ただけで理解することは困難であり、表示が食品についての情報を知る重要な手段となっている。このような中で外食においても原材料の原産地表示を求める声が強くなっている。外食が身近な食の場として一層利用されるためには、消費者に対して原材料の原産地の情報を提供し、外食の信頼性を高めることが重要である。本年3月25日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においても、外食における原産地表示に関するガイドラインを整備し、外食産業が自主的に取り組むことが示されている。

このため、外食事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組が推進されるよう、外食における「原材料の原産地表示に関するガイドライン」を策定する。

### II ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、消費者のメニュー選択に資する情報提供を行うとの観点から、外食事業者が自主的にメニューの原材料の原産地表示を行う上での指針であり、各外食事業者が業種・業態等の実情に応じ、本指針に沿って原材料の原産地等の表示の自主的な取組を推進するためのものである。

### III 対象事業者について

本ガイドラインは、消費者のメニューを選択するためにどのような原材料について原産地表示が必要か、また、信頼性のある表示が可能かという観点から取りまとめを行っている。このため、本ガイドラインでは外食事業者について、業種・業態や事業規模の大小による限定はしていない。

### IV 原産地表示の方法について

#### 1 原産地表示に関する基本的考え方

外食事業者は、使用する原材料の中に原産地情報の無いものもあるが、原産地を把握している原材料について積極的に表示を行うとの考えに立って、表示に取り組むことが望まれる。

## 2 原産地を表示する原材料

(1) 次の原材料について原産地表示を行う。

- ① メニューの主たる原材料  
例：ステーキの牛肉
- ② メニュー名に用いられている原材料  
例：チキンソテーの鶏肉
- ③ こだわりの原材料  
例：旬のさんま

注：「主たる原材料」とは、メニュー構成を決定する原材料であり、「こだわりの原材料」とは、品種、栽培方法や産地等にこだわって調達している原材料をいう。

(2) いわゆる売れ筋メニューや定番メニューなどの「主要なメニュー」については、(1)の原材料以外の原材料についても、積極的に表示を行う。

例：トンカツ（豚肉はデンマーク産、キャベツは国産）

注：「主要なメニュー」とは、消費者から注文の多いもの又は外食事業者が積極的に売り出しているものをいう。

(3) 地産地消の取組みや農業との連携等により安定した調達に取り組んでいる外食事業者、原材料の生産流通情報の分かるトレーサビリティ・システム等に取り組んでいる外食事業者にあつては、原材料の種類ごとに原産地を表示するなど表示方法を工夫することにより、原産地に関するより多くの情報の提供に努める。

例：「野菜は地元〇〇県産のものを使用しています。」といった表示。

## 3 表示する原産地の名称

原産地の名称の表示に当たっては、国産の原材料については「国産」である旨、外国産の原材料の場合は「原産国名」を表示することを原則に、以下により表示を行う。

- ① 農産物の場合、
  - ア 国産品にあつては国産である旨に代えて都道府県名、市町村名、地域名その他一般に知られている地名を
  - イ 輸入品にあつては原産国名に代えて州名、省名その他一般に知られている地名を
- ② 畜産物の場合、
  - ア 国産品にあつては国産である旨に代えて主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を
  - イ 輸入品にあつては原産国名に代えて一般に知られている地名を
- ③ 水産物の場合、
  - ア 国産品にあつては国産である旨に代えて生産した水域名、水揚げした漁港名、水揚げした漁港の属する都道府県名、主たる養殖地の属する都道府



県名その他一般に知られている地域名を  
イ 輸入品にあつては原産国名に併記して生産した水域名を、  
原産地として表示することができる。

なお、「一般に知られている地域名」を表示する場合にあつても、必要に応じて地名と原産国名を併記する等、消費者に分かりやすい表示とするように努める。

例：「ポートリンカーン（オーストラリア）から輸入しています。」といった表示。

#### 4 複数の原産国の原材料を使用する場合の表示

(1) 2により表示する原材料の原産地が2ヵ国以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示する。

(2) 2により表示する原材料の原産地が3ヵ国以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから2ヵ国を表示し、その他の原産国を「その他」として表示できる。ただし、より多くの原産国について情報提供が可能な場合は、積極的に表示を行う。

例：豚肉（アメリカ、国産、その他）

(3) 2により表示する原材料の原産地が季節移動したり、一時的に変動したりする場合、原産国の次にその旨を表示する。

例：レタスは原則国産ですが、天候の影響により外国産のものを使用することがあります。

(4) 2により表示する原材料について、使用量の大部分を特定の国から調達し、残りの調達先が変動しやすい場合、当該1ヵ国の名称と使用割合を表示し、その他の原産国を「その他」等として表示できる。

例：豚肉は9割以上がアメリカ産ですが、調達の都合によりその他の国からも仕入れています。

#### 5 表示の方法

外食の場合、1つの原材料が複数のメニューに使用されるという特徴を有している。このため、各メニューに原材料の原産地を表示する方法の他に、

① メニューブックの巻末などに原材料ごとにまとめて表示を行う方法

例：野菜は国内（長野、茨城、千葉、東北地方）の契約農家から、豚肉は米国、デンマークから仕入れています。

② メニューのジャンルごとに原材料をまとめて表示する方法

例：ハンバーグに使用している牛肉はオーストラリア産、豚肉はアメリカ産です。

など、創意工夫を活かして消費者に分かりやすい表示を行う。

#### 6 表示場所

「顧客の見やすい場所に行くこと」及び「顧客の分かりやすい表現を使うこと」という考え方の下に、創意工夫を活かして適当な場所への表示を行う。

## 7 留意事項

(1) 消費者に分かりやすい表示を行う観点から、原材料の名称表示等についても、「魚介類の名称のガイドライン」や「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン」等、既に策定されているガイドラインに準拠して表示を行う。

(2) 原材料の原産地表示を行うに当たっては、常に消費者の視点に立ち、

- ① 産地が特定できない曖昧な表示
- ② 複数の原産地のものを使用するときの特定の産地のみを強調する表示
- ③ 加工品において原料原産地が不詳にもかかわらず、同種の生鮮品の産地表示により誤認を招く表示

など、消費者を誤認させるような表示を行わないようにしなければならない。

(3) BSEや高病原性鳥インフルエンザの発生、輸入農産物からの基準を超える残留農薬の検出など、近年、国の内外において消費者の原材料の原産地に対する不安を抱かせる出来事が発生している。本ガイドラインに基づく原産地表示は、消費者における外食の信頼性を高めることを目的としているものであることを踏まえ、このような出来事が発生した場合には、使用している原材料を確認の上、「2 原産地を表示する原材料」に基づく表示対象となっていない原材料であっても、積極的に当該原材料名とその原産地の表示を行うように努める。

# J A S 法に基づく食品表示の監視・指導について

平成 1 7 年 7 月

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課

# 食品表示の監視・指導について

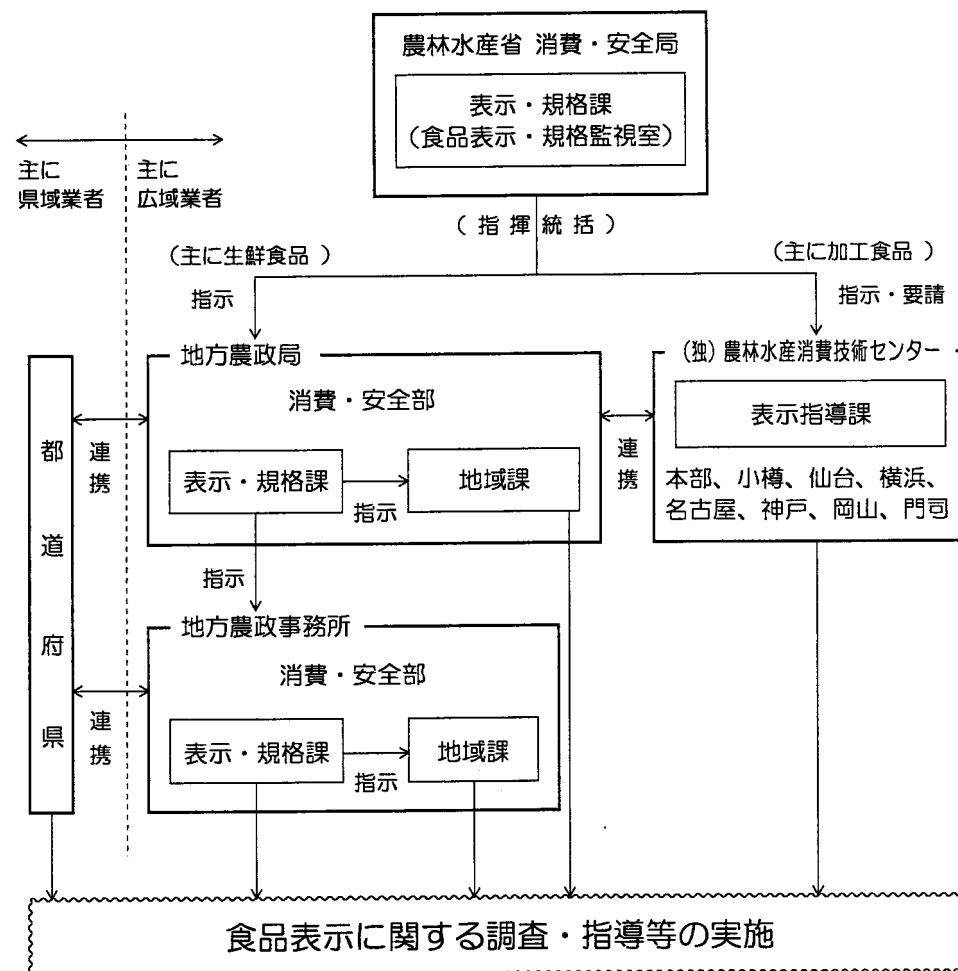
## 1 監視・指導体制

農林水産省では、平成15年7月の組織再編により、消費・安全局を発足させるとともに、地方においても農政局に消費・安全部を設置、食糧事務所を地方農政事務所に改編することにより、全国に職員を配置し、食品の表示・規格に関する監視・指導を行っている。

また、独立行政法人農林水産消費技術センターでは、加工食品の品質特性に係る成分分析や生鮮食品のDNA分析等の科学的検証を実施する等、食品の表示内容の確認調査を実施している。

更に、広く国民から食品の表示について情報提供等を受け付けるためのホットラインを設置するとともに、食品表示を点検するウォッチャーを委嘱し、監視体制を充実させている。

## ○ 組織再編後の食品表示の監視体制



(1) 地方農政局・地方農政事務所による監視・指導

地方農政局及びその出先機関として各県に設置された地方農政事務所に食品表示の監視及び指導を専門的に担当する表示・規格課を設置し、食品全般の表示の監視業務に専従する職員を配置（約2千名）。

これらの職員が、日常的に小売店舗等を巡回し、表示について監視・指導を行い、食品表示の適正化を推進。

① 生鮮食品等の表示実施状況調査

生鮮食品の店舗（平成17年度は、小売店37,000店舗、中間流通業者5,000業者を予定）における品質表示の状況を調査し、表示が不適正な店舗に対し、指導・啓発を実施。

また、地方農政事務所において毎月品目を選定し、仕入伝票等の書類により原産地表示等の根拠を確認するとともに、不正表示が疑われる場合には仕入先まで遡及して調査を行う真正性確認調査を実施。（7月現在、牛肉及びアサリについては全国で実施。）

○ 生鮮食品の表示状況調査の結果（平成15年度）

－ 商品単位でみた表示欠落状況（調査対象店舗数：32,080店舗（米穀を除く））

	調査商品数	欠落率	
		名称	原産地
農産物	2,758,419	1.9%	5.2%
畜産物	1,300,679	0.1%	1.4%
水産物	899,751	0.9%	6.0%
計	4,958,849	1.2%	4.3%

	調査商品数	欠落率				
		名称	原料玄米	内容量	精米年月日	販売者等
米穀	336,468	0.2%	5.2%	0.1%	0.6%	0.3%

－ 有機農産物の表示実施状況（調査対象店舗数：2,757店舗）

	調査対象となった農産物の商品数	うち不適正な「有機」等の表示があったもの	
		数	割合
野菜	6,201	178	(2.9%)
果実	975	33	(3.4%)
米穀	411	31	(7.5%)
その他農産物	238	24	(10.1%)
計	7,825	266	(3.4%)

② 特別調査

全国的な消費者の関心を踏まえて随時品目を選定し、DNA分析等の科学的手法も活用して全国の小売店3,000店舗で調査を行うとともに、不正表示が疑われる場合には仕入先まで遡及して確認調査を実施。

現在、そば及びマグロについて特別調査を実施中。

○ 特別調査の結果（平成15年度～）

		調査対象店舗数	行政上の措置	備考
15年度	うなぎ加工品の原料原産地表示	小売 3,057店舗 加工 184業者	国が2業者に指示	DNA分析を活用
	15年産新米の品質表示	小売 3,029店舗 卸売 378業者	国が2業者に指示 県が2業者に指示	DNA分析と新鮮度判定を活用
	乾しいたけの産地表示	小売 3,029店舗 卸売等 203業者	国が3業者に指示 県が1業者に指示	微量含有元素分析を活用
	「和牛」の表示	小売 3,022店舗 卸売 92業者	国が2業者に指示 県が3業者に指示	DNA分析を活用
16年度	水産物の養殖表示	小売 3,001店舗 卸売 1,098業者	国が11業者に指示	脂肪酸組成・脂肪含有量分析を活用
	「無農薬」等農産物の表示	小売 2,998店舗 卸売等 1,728業者	国が7業者に指示 県が1業者に指示	残留農薬分析を活用
	16年産銘柄米の品質表示	小売 3,027店舗 卸売等 589業者	県が3業者に指示	DNA分析を活用
	そば（加工品）の表示	16年12月調査開始		蛋白質・ルチン含有量分析を活用
17年度	まぐろの魚種等表示	17年6月調査開始		DNA分析を活用

○ 品質表示基準違反に関する指示の実績（12年7月以降）

	合計	国	都道府県						加工	都道府県
			生鮮	農産物	畜産物	水産物	精米	加工		
合計	379	154	108	12	26	19	51	49	225	
～13年度	96	40	39	0	6	1	32	1	56	
14年度	121	42	18	0	11	0	7	24	79	
15年度	57	14	10	1	1	1	7	4	43	
16年度	86	50	35	11	6	14	4	18	36	
17年度	19	8	6	0	2	3	1	2	11	

（注）16年度は、同一業者に対し、複数品目指示したため品目毎指示件数と合計は一致しない。

(2) 独立行政法人農林水産消費技術センターによる検査確認・指導

独立行政法人農林水産消費技術センターでは、加工食品（毎年度5,000件以上）の品質特性に係る成分分析や生鮮食品（毎年度300件以上）のDNA分析等により表示内容の真正性の確認を実施。

また、特別調査における科学的検証を行うほか、加工食品中の遺伝子組換え原材料の混入率検査や農林水産物の品種判別等を実施。

更に、JAS格付等を行う登録格付機関、登録認定機関等の業務の実施状況の監査、食品表示の科学的検証技術に関する実証研究等を実施。

○ 農林水産消費技術センターによる検査・指導実績（平成16年度）

ー 加工食品検査・指導等件数

	検査	指導	改善
加工食品検査	5,071	482	421
畜産物加工食品検査	774	52	42
農産物加工食品検査	1,943	172	145
水産物加工食品検査	933	131	119
その他の加工食品検査	1,421	127	115
（遺伝子組換え食品検査）	（353）	（1）	（0）

（注1）改善未了分については、平成17年度に改善報告を受けている。

（注2）遺伝子組換え食品の検査実績は加工食品検査実績の内数である。

ー 生鮮食品検査・報告件数

	検査	報告
生鮮食品検査	616	47
マダイ、ブリ等の特別調査（脂肪酸組成分析）	300	21
「無農薬等」表示の特別調査（残留農薬分析）	286	26
その他生鮮食品の検査	30	0

（注）報告欄の数字は、検査の結果不適正な表示等が認められ、農林水産省に報告した件数である。

### (3) 食品表示110番

平成14年2月、全国65カ所の農林水産省関係機関に設置。開設以来、30,000件を超える情報や問合せを受付。各都道府県にも同様の窓口を設置。

### (4) 食品表示ウォッチャー

平成14年度から、消費者が日常の買い物の中で食品表示の状況を点検する食品表示ウォッチャーを募集。平成16年度は全国で約4,100名を委嘱。

### ○ 食品表示110番への情報・問合せ実績(17年6月末現在)

	合計	青果物	食肉	水産物	精米	加工食品
合計	31,232	2,171	2,036	1,942	7,344	13,371
14年度	3,927	366	371	314	369	1,806
15年度	6,063	371	283	282	2,054	2,288
16年度	15,162	1,023	615	944	4,003	6,539
17年度	4,141	249	177	282	787	2,030

### ○ 食品表示ウォッチャーの状況

	合計	中央ウォッチャー	都道府県ウォッチャー
14年度	約1,600名	約500名	約1,100名
15年度	約3,800名	約500名	約3,300名
16年度	約4,100名	約500名	約3,600名
17年度	集計中	約500名	集計中

(注) 中央ウォッチャーは主に全国展開する店舗を、都道府県ウォッチャーは主に都道府県内で展開する店舗を対象として表示の確認を行う。



## 2 表示違反への対応

### (1) 品質表示基準に関する違反への対応

品質表示基準に違反した事業者に対しては、立入検査等により事実関係を確認した上で、必要に応じ、表示を改善するよう指示を行い、その旨を公表する。

その事業者が指示に従わない場合には、その事業者に対し改善措置を命じる。それでもなお命令に従わない場合、個人には1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が、法人には1億円以下の罰金が科される。

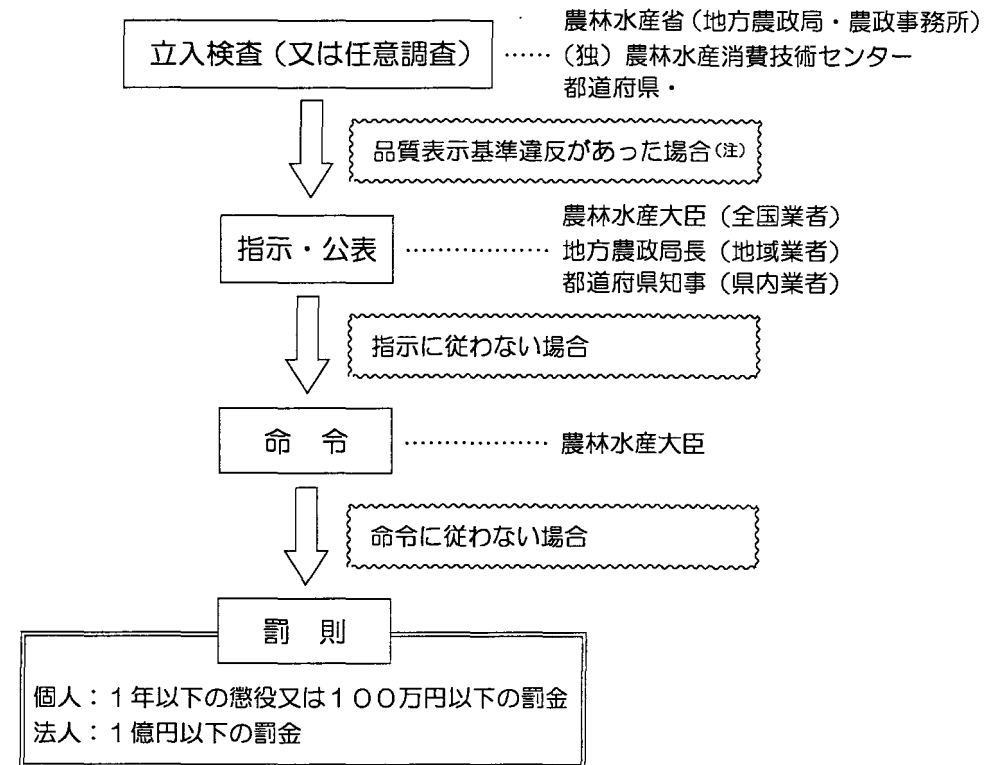
### (2) JAS規格に関する違反への対応

格付を受けていない生産物にJASマークを表示した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科される。

また、登録格付機関等による格付又はJASマークの表示が適当でない場合、その改善措置又はJASマークの除去・抹消を命ずることがある。

特に、JAS規格による格付けを受けずに「有機〇〇」等と表示して販売した場合、その表示の除去・抹消を命じ、あるいはその製品の販売を禁止することがある。

### ○ 立入検査から罰則までの流れ（品質表示基準違反の場合）



(注) 違反が過失による一時的なものである場合は、指導を行う(原則として非公表)。  
なお、指導に従わない場合は指示・公表となる。

食品表示の監視について  
(食品衛生法関係)

平成 17 年 7 月

# 監視指導指針及び監視指導計画について

(第22条から第24条関係)

(計画に基づく実施は16年4月から)

## 食品衛生監視指導指針(国が作成)

- ア 国、都道府県等の監視指導に関する役割などの基本的な方向
- イ 違反状況、危険情報等を踏まえた重点的に監視指導すべき項目などの監視指導の基本的事項
- ウ 検査設備など監視指導の実施体制に関する基本的事項
- エ その他、結果公表、調査研究等監視指導の実施に関する重要事項

### 輸入食品監視指導計画 (国が作成)

- ア 輸出国の食品衛生規制、食品衛生上の問題の発生状況、過去の違反状況等を踏まえて策定する重点的に監視指導すべき項目
- イ 講習会の開催等による輸入業者等に対する自主衛生管理の推進
- ウ その他、監視指導結果の公表など監視指導の実施のために必要な事項

策定・変更に関しては、国民又は住民からの意見を聴取

### 都道府県等食品衛生監視指導計画 (都道府県等が作成)

- ア その地域の食品の生産、流通、製造・加工の状況、食品衛生上の問題の発生状況を踏まえて策定する重点的に監視指導すべき項目
- イ 講習会の開催等により、営業者等に対するHACCPの概念の普及啓発、大量調理施設マニュアルに基づいた自主衛生管理の推進
- ウ 食中毒事件が発生した場合の隣接自治体との連絡調整及び国立試験検査機関における検査に必要な連絡調整に係る事項
- エ その他、監視指導結果の公表など監視指導の実施のために必要な事項

計画の実施の状況の公表

アレルギー表示に係る違反事例（平成16年7月～）

No	年月日	製造者・販売者	商品名	違反内容	措置等	発見経緯
37	H16.7.2	東北日本ハム(株)	庄内豚使用ロースハム	乳、卵を含む旨の表示なし	自主回収	購入者から、アレルギー物質の表示について製造者に問い合わせがあり、製造者が自主検査したところ、原材料の一部に乳、卵が使用されていることが判明した。
38	H16.7.11	製造者：六甲バター(株)稲美工場 販売者：株式会社ダイエー	セービングベビーチーズ(プロセスチーズ)	卵を含む旨の表示なし	自主回収	購入者から販売店への苦情(異物混入と風味の異常)の申し出があり、製造者が当該製品の製造工程を調査した結果、「卵白」を使用した試作品が誤って製品の一部に混入していることが判明した。
39	H16.7.18	製造者：(株)資生堂パーラーKK 製造工場：(株)資生堂パーラー製菓工場	トゥールビヨネ(洋菓子)	卵を含む旨の表示なし	自主回収	消費者からの問い合わせにより、原材料について内部調査を行ったところ、菓子の材料であるブランデーケーキに卵を使用していたことが判明した。
40	H16.8.2	(株)中田物産	アマランブレーンビスコト	小麦を含む旨の表示なし	回収命令	「子供が小麦等のアレルギー物質を使用していない旨を表示しているビスケットを食べて、重篤なアレルギー症状を呈している。」との情報提供があり、保健所が調査した結果、原料の一部に小麦が使用されていることが判明し

						た。 子供は、製品を食べて 1時間後に顔面発赤、 呼吸困難、じんましん等 のアナフィラキシーを発 症したが、その後、回復 した。
41	H16.8.6	輸入者:(株)メ イプルフーズ 販売者:(株)大 冷	えびとかいの 包焼 (冷凍食品)	小麦を含 む旨の表 示なし	自主回 収	輸入者の調査の結果、 小麦を原材料としてい た醤油が使用されてい たことが判明した。
42	H16.8.6	販売者:日研化 成(株)ST 製造者:日研化 学(株)真岡工 場	(1)食品用ビフ ィダス菌 10 <sub>7</sub> (2)食品用ビフ ィダス菌 10 <sub>9</sub>	乳を含む 旨の表示 なし	自主回 収	販売者から、製造者に 対し原材料についての 情報公開の要望があ り、製造者が調査した結 果、原材料に乳が使用 されていることが判明し た。(平成14年10月以 降販売分)
43	H16.8.6	販売者:日研化 成(株)ST 製造者:日研化 学(株)真岡工 場	(1)食品用ビフ ィダス菌 10 <sub>7</sub> (2)食品用ビフ ィダス菌 10 <sub>9</sub>	乳を含む 旨の表示 なし	自主回 収	販売者から、製造者に 対し原材料についての 情報公開の要望があ り、製造者が調査した結 果、原材料に乳が使用 されていることが判明し た。(平成14年11月以 降販売分)
44	H16.8.7	販売者:(株)オ リエントラル 製造者:(株)ヨ ックモック今市 工場	エレガンテクッ キー (チョコレート ナッツクッキ ー)	小麦を含 む旨の表 示なし	自主回 収	製造者が内部点検を行 ったところ、小麦を含ん でいることが判明した。
45	H16.8.12	(株)馬場音一 商店	にんにくなめ 茸 (そうざい)	小麦を含 む旨の表 示なし	自主回 収	保健所の監視で、小麦 の使用を疑い、製造者 に確認して判明した。
46	H16.8.26	(株)九州フジパ	白い!カスタ	卵を含む	自主回	消費者から、原材料に

		ン熊本工場	ードクリーム パン (菓子パン)	旨の表示 収 なし		ついて問い合わせがあり、製造者が調査した結果、原料に卵が使用されていることが判明した。
47	H16.8.26	製造者:(有)フ イツシャーマン ズキッチン 販売者:(株)え ぼし	ロールキャベ ツ	卵、小麦 及び乳を 含む旨の 表示なし	販売店 にて購 入者へ の注意 喚起広 告の貼 りだし 残品の 自主回 収 表示改 善	子供(2歳)が当該製品を摂食した後、発咳、蕁麻疹などのアレルギー症状を呈した旨、保護者から保健所に通報があり、保健所が販売元を調査したところ、卵、小麦及び乳を含む旨の表示漏れが判明した。
48	H16.9.3	(株)岩島産業	・「百薬の卵 温泉たまご(4 個入り)」 ・「和漢薬草物 語の温泉たま ご(4個入り)」 ・「自然卵 青 葉の温泉たま ご(4個入り)」 ・「温泉たまご (3個入り)」	小麦を含 む旨の表 示なし	自主回 収	(独)農林水産消費技術センター仙台センターから、当該製品のアレルギー表示についての問い合わせがあり、施設の調査を実施した結果、添付している「たれ」の原材料に小麦が含まれていることが判明した。
49	H16.10.13	販売者:(株)の びる屋 製造者:(株)い そべや	・かき釜めしの 素	小麦を含 む旨の表 示なし	自主回 収	保健所の監視により、醤油に含まれている小麦の表示が欠落していることが判明した。
50	H16.11.9	寺江食品(株)	黒糖スライ ス、ソフトブル マン、プチトリ オ、モーニン グレーズン、	乳を含む 旨の表示 なし	自主回 収	製造工場を管轄する自治体が、アレルギー物質に係るモニタリング検査結果と、それに基づいた製造施設への立ち

ピーナッツフランス、ミルクロール、バネロール、豆パン、ポアンドール、モーニングバター、マヨネーズロール、テーブルウインナー、モダン焼、ピザトースト、アップルブレッド、チョコブレッド、クワッサン、クワッサンボード、リングドーナツ、シナモンツイスト、チョコリング、マンハッタン、一口ドーナツ、ペアドーナツ、あんドーナツ、チョコあん、カレードーナツ、カレーソーセージ、ピロシキ、クリームホーン(菓子パン)

ポロニアソーセージ、フルーツソーセージ、ウインナーソーセージ、クラカウソ

乳を含む旨の表示なし

自主回収

入り調査を実施したところ、原材料の一部(マーガリン類)に表示されていない乳成分が含まれていることが判明した。

製造工場を管轄する自治体が、アレルギー物質に係るモニタリング検査結果と、それに基づいた製造施設への立ち入り調査を実施したとこ

			ーセージ、ス パイスソーセ ージ、ガーリッ クソーセージ			ろ、原材料に表示され ていない脱脂粉乳を使 用し製造していたことが 判明した。
52	H16.11.24	販売者:(株)ロ イスダール 製造者:メロ製 菓(株)	ロイスダール チョコ&クッキ ー (菓子)	卵を含む 旨の表示 なし	自主回 収	消費者から販売者に対 し、原材料についての 問い合わせがあったた め、製造者が調査した 結果、表示漏れが判明 した。
53	H16.11.26	株式会社 こだ ま	マルデュチー ズ (生菓子)	小麦を含 む旨の表 示なし	自主回 収(回収 品につ いては 自主廃 棄済み) 営業の 一部禁 止(当該 製品の 製造に 関して、 表示が 改善さ れるま での間)	小麦アレルギーの既往 歴のある消費者が当該 製品を喫食したところ、 アナフィラキシー症状を 呈した旨の連絡があり、 製造所を調査したとこ ろ、原材料の一部に含 まれる小麦の表示の記 載漏れが判明した。
54	H16.12.8	販売者:味の素 (株) 製造者:味の素 冷凍食品(株) 四国工場	かにクリーム コロツケペー ス (冷凍食品、 業務用)	卵を含む 旨の表示 なし	自主回 収	原材料の蒲鉾に卵白が 使用されていたが、製 造工場の表示見直し作 業において、表示に卵 を含む旨の表示がなか ったことが判明した。

\* アレルギー表示に係る違反事例については、厚生労働省のHPから入手することができます。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/kanshi/0407.html>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/kanshi/0304.html>



農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）  
の一部を改正する法律（平成17年6月22日法律第67号）につ  
いて

I 趣 旨

消費者の食料品等の選択に資するため、流通の方法についての基準を内容とするJAS規格の制定を可能とするとともに、公益法人改革を推進するため、製品にJASマークを貼付することができる製造業者等を認定する登録認定機関の登録基準を法律に明記する等の措置を講ずる。

II 改正の内容

1. 流通の方法についての基準を内容とするJAS規格の制定

民間の高度な流通管理を促進するとともに、流通方法に特色のある農林物資についての消費者の選択に資するため、流通の方法についての基準を内容とするJAS規格を導入する。

2. 公益法人改革に対応した登録認定機関制度の改善等

- (1) 農林水産大臣又はその代行機関がJASマークを貼付することができる製造業者等を認定する仕組みを、民間の第三者機関がこれを認定する仕組みへと移行するため、次の措置を講ずる。
  - ① 登録認定機関の登録に際し、行政の裁量の余地がない形での登録が可能となるよう、登録基準として国際標準化機構が定める基準等を定める。
  - ② 登録認定機関に対する国の関与を事後監視型へと移行するため、業務規程及び認定手数料の認可制を届出制に変更するとともに、登録後の農林水産大臣による登録基準への適合命令及び業務改善命令を創設する。
  - ③ 登録外国認定機関制度についても同様の見直しを行うとともに、登録に際し、その属する外国がJAS制度と同等の制度を有することとしている要件を廃止する。
- (2) 登録格付機関、都道府県及び独立行政法人農林水産消費技術センターによる格付を廃止し、登録認定機関から認定を受けた製造業者等がJASマークを貼付する仕組みに一本化する。
- (3) 製造業者等に加えて、製造工程を管理し、かつ、製品がJAS規格に適合するかどうかの検査を行う能力を有する販売業者又は輸入業者も、登録認定機関の認定を受けてJASマークを貼付することができることとする。

### 3. その他

#### (1) 登録審査体制等の充実

農林水産大臣は、必要に応じて、登録認定機関の登録審査のための調査及び登録後の立入検査を独立行政法人農林水産消費技術センターに行わせることができることとする。

#### (2) その他所要の規定の整備

## Ⅲ 施行期日

平成18年3月1日（なお、新制度への円滑な移行を図るため、所要の措置を講ずる。）。

# 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）の一部を改正する法律（平成17年6月22日法律第67号）の概要

## 1. JAS規格制度の改善

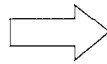
### ○ JAS規格

#### 【現行制度】

- ・ 現行JAS規格は、①一般的な品質、②生産の方法、の2種類のみ

#### 【課題】

- ・ 活魚流通等高度な品質管理を行う流通管理技術に対応できるJAS規格がない



### ○新たなJAS規格の制定

- ・ 流通の方法についての基準を内容とするJAS規格の導入

## 2. 登録認定機関制度等の見直し

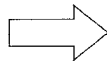
### ○ 登録認定機関制度

#### 【現行制度】

- ・ 登録認定機関の登録基準の一部を省令等で規定
- ・ 登録認定機関の行う認定業務は行政代行型（大臣も認定を行い得る）
- ・ 登録認定機関への関与は業務規程や認定手数料の認可など事前の関与を重視
- ・ 登録外国認定機関の登録には、その国にJAS制度と同等の制度が必要

#### 【課題】

- ① 公益法人改革に関する閣議決定（平成14年3月）を実行する必要
- ② 民間の活動に対する国の関与は事後監視型へ移行する必要
- ③ 登録外国認定機関についても上記①及び②の見直しが必要



### ○登録認定機関は民間の第三者機関に移行（登録外国認定機関も同様の見直し）

- ・ 登録基準を法律に明確に規定
- ・ 大臣による認定は廃止
- ・ 手数料等の認可を届出に改めるとともに、業務改善命令の創設等により事後監視体制を充実
- ・ 登録外国認定機関の同等の制度に係る要件は廃止

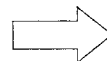
### ○ 登録格付機関制度

#### 【現行制度】

- ・ 近年、効率性の点から格付実績が減少

#### 【課題】

- ・ 登録認定機関制度の見直しと併せて格付業務全体の効率化を図る必要



### ○登録格付機関等による格付を廃止

- ・ 認定を受けた製造業者等によるJASマーク貼付に一本化

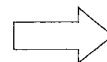
### ○ JAS規格（マークを付す者の範囲）

#### 【現行制度】

- ・ 登録認定機関から認定を受けた製造業者等のみ（登録格付機関等を除く）

#### 【課題】

- ・ 販売業者等が自社ブランド商品について製造工程の管理を行っている場合等でも自らマークを付すことができない

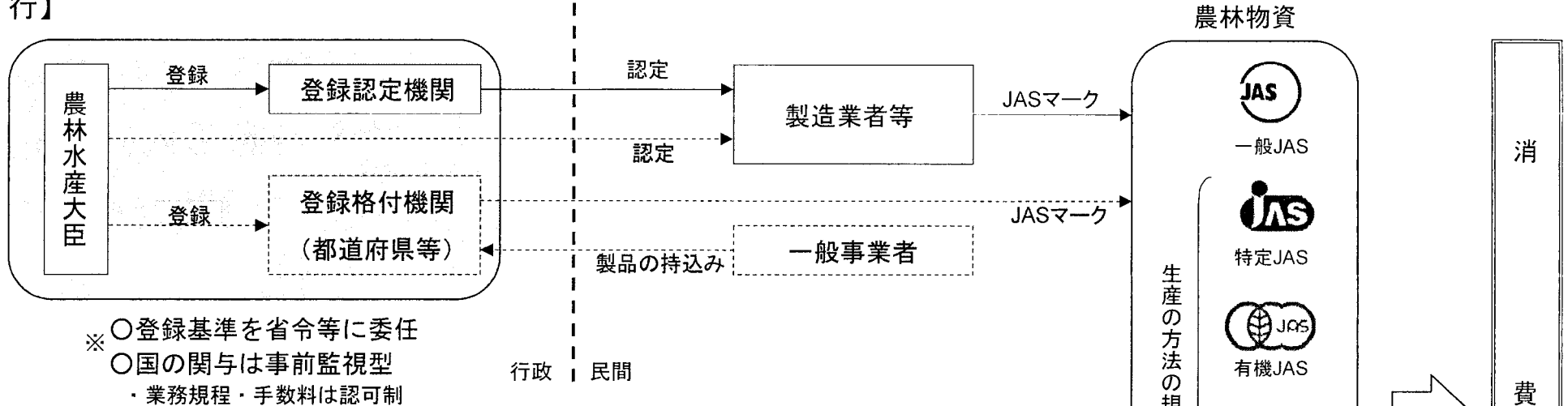


### ○JASマークを貼付できる者の範囲を拡大

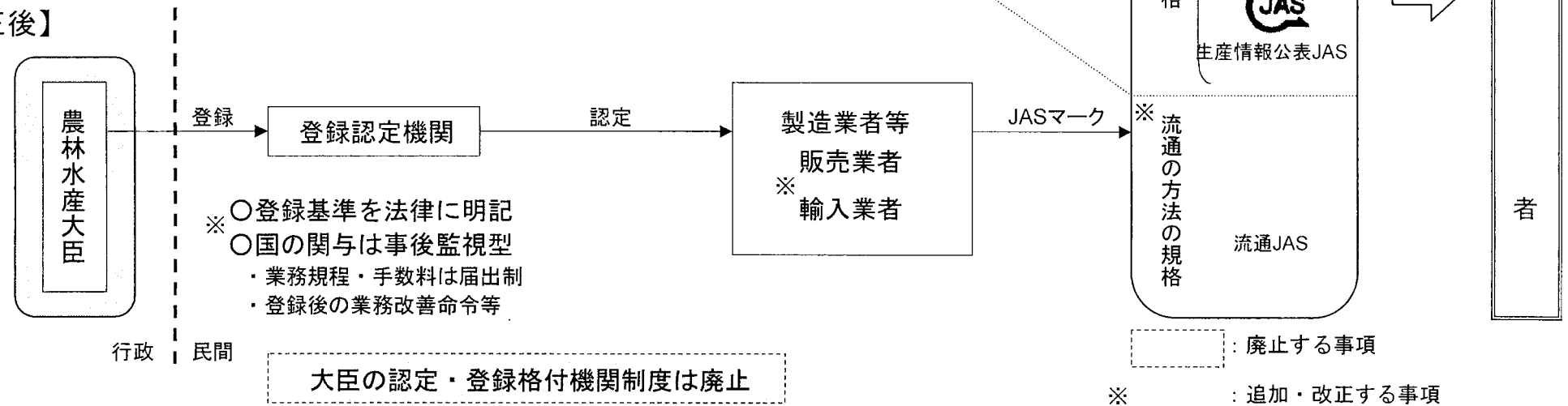
- ・ 製造工程を管理することができる販売業者・輸入業者を認定の対象に追加

# JAS法改正のポイント

## 【現行】



## 【改正後】



### ○ その他の改正事項

- ① 外国の登録認定機関についても同様の見直しを行い、その国にJAS制度と同等の制度が存することを求める要件を廃止
- ② 必要に応じて、(独)農林水産消費技術センターに登録認定機関の登録時の調査を行わせることができることとする等